

学校生活の心得

県立船橋古和釜高等学校に学ぶ生徒としての自覚と誇りを持ち、教育目標達成のために以下のきまりを積極的に守ろう。

1. 一般心得

- (1) 船橋古和釜高等学校の生徒としての自覚を持ち、教育目標の実現を目指し、日々心身の錬磨に努めよう。
- (2) 健康は何よりも尊い。常に十分な運動と休養に心がけ、健康の保持増進に努めよう。
- (3) 勉学は生徒の本分である。自発的・計画的に学習することはもちろん、あらゆる機会をとらえて知性と教養を高めよう。
- (4) 教科外の教育活動にも積極的に参加し、友情を深め、協力的態度を養い、円満な人格と健やかな身体を築きあげよう。
- (5) 正しい言葉づかいと実直な態度で人に接し、目上の人に対して礼を欠くことなく、友人、年少者に対しても、その人格を尊重するように心がけよう。
- (6) 男女は互いに尊敬し、協力し合うべきである。異性との交際は常に清純、明朗にして節度を守ろう。
- (7) 服装は、質素、清潔、端正を旨とし、流行に追随することなく、常に品位を保つように心がけよう。
- (8) 常に対話の精神を保ち、暴力を用いず、違法や不正など高校生として好ましくない行為は断じて排除しよう。

- (9) 公衆道徳を守り，環境の美化に留意して，公共物の破壊など社会に迷惑を及ぼす行為は慎むように心がけよう。
- (10) 青少年に悩みは多い。悩みについては教師や保護者や友人等に積極的に相談し，指導や理解を求めよう。

2. 校内生活

●登・下校について

- (1) 登校時刻（午前8時35分）までに教室に入るようにする。
- (2) 下校時刻（午後4時50分）には下校する。下校時刻後，無断で校内に残留してはならない。
- (3) 原付バイク，自動二輪車，四輪車による通学は認めない。また，他人の自動車にみだりに同乗してはならない。
- (4) 自転車通学者は別に定める自転車通学規定をよく守ること。
- (5) 休業日も登下校の際は制服を着用する。ただし，夏季休業中における部・同好会活動のための登下校の際は本校指定の体操服の着用を認める。

●欠席・遅刻・早退について

- (1) 欠席する時は，必ず8時20分までに保護者が電話またはFAXで連絡をし，登校した時に欠席理由をHR担任に報告する。（生徒手帳利用）
- (2) 遅刻した時は，各学年室にて所定の用紙に記入し，当該学年職員の認印を受け，授業担当者に渡し，授業を受ける。ただし，あらかじめ遅刻することがわかっている場合には(1)の規定を準用する。

●集会・掲示・出版物（ビラを含む）について

- (1) 生徒主催の集会を行う時はH R担任、顧問の指導を受けた後、校長の承認を受ける。
- (2) 掲示物は関係職員を経て校長の承認を受けて所定の場所に掲示し、期間終了後は必ず撤去する。
- (3) 出版物、ビラ等は内容・責任者を明示して、関係職員を経て校長の承認を受ける。
- (4) 集会はすべて静粛にし、敏速に行う。

●金品・所持品について

- (1) 生徒が金品の徴収を行う時は、関係職員を経て校長の承認を受け、収支を報告する。
- (2) 金品を紛失または拾得した時は直ちに関係職員に届け出る。
- (3) 生徒個人間の金銭の貸借、物品の売買はしない。
- (4) 所持品は必ず学年、組、氏名を明記する。(学習に不必要なもの(マンガ、トランプ、携帯音楽プレイヤー、ゲーム機器等)は持参しない。
- (5) 金品は、原則として自己管理し、盗難の恐れのあるものは学校に持ち込まない。

●部活動について

- (1) 部活動は原則として下校時刻までとし、指導職員との連絡を密にする。
- (2) 時間外の部活動等は保護者の許可のもとに、指導職員の指導によって行う。
- (3) 休日・休業日は原則として登校しない。ただし、部活動等で登校する場合は指導職員の指導による。指導職員が不在での活動は厳禁とする。
- (4) 合宿等を行う場合は、合宿許可願に保護者の承諾書を添えて、関係職員を経て校長の承認を受ける。合宿規定については別に定める。

●公欠について

校長の承認した対外活動，その他公用や入学試験等のために欠席する時は公欠願を提出する。

●定期考査について

- (1) 定期考査の時間割は一週間前に発表する。
- (2) 考査一週間前より考査終了までの期間，各準備室及び印刷室への生徒の入室を禁止する。
- (3) 考査一週間前から考査終了までの期間，原則として部活動やアルバイトは停止する。
- (4) 考査を欠席する場合は，必ず事前にその理由を明らかにした上，届け出ること。
- (5) 考査期間中の座席は黒板に向かって左側前方から6列とし，出席番号順に着席する。
- (6) 考査中，不正行為はもちろん，それと疑われるような行為を絶対にしてはならない。次の事項は確実に守ること。
 - (ア) 教科書・ノートなどの荷物はきちんと整理し，廊下の決められた場所に置く。
 - (イ) 机の中は空にする。机の脇に荷物をかけない。
 - (ウ) 机の上には筆記用具以外のものを置かない。
 - (エ) 筆箱，下敷きは使用しない。
 - (オ) 考査中は監督者の指示に従う。
 - (カ) 考査中の物の貸し借りは認めない。
 - (キ) 考査途中の答案の提出は認めない。
 - (ク) トイレを含み，途中退出の場合，答案を提出する。
 - (ケ) 携帯電話は電源を切り，カバンの中もしくは，鍵のかかるロッカーにしまう。アラームなどは鳴らさない。

- (7) 不正行為をした者については嚴重に処置する。
- (8) 遅刻者は残りの時間だけを受験時間とする。
- (9) 考査中は、平素より早めに登校する。

●校舎・校具の使用について

- (1) 学校の施設、器具は大切に取り扱いように努める。もし誤って破損した時は、直ちにHR担任に届け出て指示を受ける。特別の場合を除き、原則として弁償する。
- (2) 授業以外で校舎、校庭、校具等を使用する時は、事前に関係職員に届け出て許可を受ける。
- (3) 火気、電気等を使用する時には、関係職員の許可を得て、後始末に責任をもってあたる。

●身分証明書について

身分証明書は生徒手帳に添えて常に携帯する。

3. 校外生活

●外出・外泊・私事旅行について

- (1) 外出する場合は保護者に行き先、帰宅時刻等を連絡し許可を受ける。
- (2) 夜間は保護者が同伴の場合以外は外出しない。
(特に午後11時より午前4時までの外出は、県条例により禁止されている。)
- (3) 保護者の承諾のない外泊をしてはならない。
- (4) 私事旅行を行う際、学割の必要な場合は、旅行届を関係職員を経て校長へ届け出る。
- (5) 高校生として不健全な場所等へは立ち入らない。
- (6) 飲酒、喫煙、暴力、恐喝、無免許運転、違法薬物使用など法律で禁じられていることをしてはならない。上記のような不適切な行為が行われてい

る場所に同席することも好ましくない。

●アルバイトについて

- (1) アルバイトを行う際は、届を提出する。ただし、第1学年1学期末までは特別の事由が認められる者を除き、原則として認めない。
- (2) 深夜（夜10時以降）のアルバイトおよび居酒屋・スナック等酒類販売を主とする店でのアルバイトは禁止する。

●対外活動について

- (1) 対外活動に参加する時は、関係職員を経て校長の承認を受ける。
- (2) 外部諸団体に加入する時は、関係職員を経て校長の承認を受ける。
- (3) 引率職員のない対外活動は行わない。

●免許証について

- (1) 運転免許証は卒業まで取得しない。
- (2) 自動車教習所入所については、第3学年の学年末考査終了後とする。なお、進路内定者で、生活、成績とも卒業の見込まれる者については、学年審議を経て、2学期末の成績発表後に許可する。いずれの場合も入所の前に保護者の承諾の上、「自動車教習所入校許可願」を提出し、関係職員を経て校長の承認を受ける。
- (3) 運転免許試験の受験は、卒業式翌日以降とする。

●事故の対応について

学校の内外を問わず、事故にあったり、被害を受けたり、補導されたりした時は速やかにHR担任に届け出る。(事故の場合などは状況に応じて、110番、119番に連絡する)

●選挙活動について

(1) 校内生活

学校内における選挙運動・政治活動は禁止する。

(2) 校外生活

学校外で行われる選挙活動や政治活動については、各家庭の理解のもと、学校生活に支障のない範囲内で、公職選挙法などの法律に基づき各家庭及び本人の自己責任により適法な活動を行うようにする。なお、学校生活に支障が出る場合や違法もしくは暴力的な政治活動になる恐れがあるものについては禁止する。制服での活動も禁止する。

●宗教活動について

(1) 校内生活

学校内における宗教活動は禁止する。

(2) 校外生活

学校外で行われる宗教活動については、各家庭の理解のもと、学校生活に支障のない範囲で行うようにする。なお、学校生活に支障が出る場合や違法もしくは反社会的な活動になる恐れがあるものについては禁止する。

服装規定

●服 装

○ 男子制服

(上 着) シングルブレザー型2つボタン

(ズ ボ ン) ストライプ柄, ツータック, ストレート型

(ワイシャツ) 白色無地, 左胸にFKのイニシャル入り

(ネ ク タ イ) 結び式レジメンタル柄, FKマーク入り

(セ ー タ ー) Vネック, 紺色, 左胸にFKマーク入り

*省略可

○ 男子夏季略装

ズボン, ワイシャツ

○ 女子制服

(上 着) シングルブレザー型2つボタン

(スカー ト) プリーツスカート, 左上部にFKマーク入り, 下部にライン柄のあるものとし, 丈はひざ下部から上部まで

(ズ ボ ン) ストライプ柄, ツータック, ストレート型

(ワイシャツ) 白色無地, 左胸にFKのイニシャル入り

(リ ボ ン) レジメンタル柄, マーク入り

(ネ ク タ イ) ループ式レジメンタル柄, FKマーク入り

(セーター) Vネック, 紺色, 左胸にFKマーク入り

*省略可

(ニットベスト) Vネック, 紺色, 左胸にFKマーク入り

*省略可

○ 女子夏季略装

スカート, ズボン, ワイシャツおよびニットベスト

*ニットベストは省略可

※本校指定セーター及び女子ニットベストについて

・本校指定セーター及び女子ニットベストのみ着用を認める。

・校内においては, 上着を略すことができる。また, 夏季の登下校時においては, これらの着用を認める。ただし, 夏季正装時のセーターは不可とする。

※女子の服装について

・スカート, ズボンのどちらかを選び着用することができる。正装時においては, スカートの時はリボン, ズボンの時はネクタイを着用すること。ただし, 平時はどちらでも良い。

○ その他

(1) 防寒用コート

・コート類 (ダウンジャケットを含む) は無地柄なしで黒, 紺, 灰色とする。ファーなどの装飾品がついているものは避け, 登下校のみ着用する。

・ジャンパー (ウインドブレーカーを含む),

パーカー等の着用は認めない。

(2) 靴下

・白，紺，黒系統。

(3) 通学靴

・黒の短靴または運動靴。

●服装移行について

5月1日から10月30日までの間，夏季略装期間とする。

●頭髪等

高校生にふさわしい，清潔・端正な髪型とする。染髪，脱色をはじめ，パーマ，エクステンション，つけまつげなどの加工およびカラーコンタクト，口紅，マニキュア，アイシャドウなどの化粧は禁止する。男子は，前髪は目にかからず，後ろはシャツの襟より長くなく，横は耳の半分以上にならないようにする。

●装飾品

高校生として指輪，ネックレス，ピアスなどのような装飾品は不必要であるので慎む。